

令和7年度北九州市立大谷中学校 部活動規約

北九州市立大谷中学校

1 部活動の目標

- (1) 望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達を図り、一人ひとりの個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してより良い学校生活・社会生活を築こうとする自主的な実践的態度の育成を促す。
- (2) 部活動は、学年や学級の組織を離れ、共通の興味・関心を持って組織することを原則とし、生徒が文化的・体育的な活動を行う。

2 顧問及び外部講師

- (1) 部活動の顧問は本校職員とする。
- (2) 部活動の顧問は、各部の指導、監督、運営に当たる。
- (3) 部活動の部活動指導員・外部講師については、当該部活動に関して専門的技術・指導力を有する者のうち、適格と認めるものについて校長が委嘱する。

3 部員募集について

- (1) 全校生徒を対象にして募集を行う（1週間程度の仮入部・見学期間を置く）。
- (2) 本年度入部希望者（現在活動中の部員を含む）は、「入部届」（「入部・継続届」）を学級担任（新1年生は担任と顧問）に提出し、担任は、各顧問に提出する。
- (3) やむを得ず退部をしなければならなくなった場合は、退部をする旨を顧問に伝えた後に退部届を学級担任に提出し、担任から各顧問に提出する。

4 活動についての注意事項

(1) 練習時間

平日：練習開始から2時間程度(整備・片付けなどの時間を除く)

休日：練習開始から3時間程度(整備・片付けなどの時間を除く)

朝練：通年・・・7：30～8：10まで

- 定期考査前一週間は、原則として練習は中止とする。

※ただし、中体連の大会等がある場合は、事前に職員会議等で承認を行う。

- 部活動は顧問の指導の下においてのみ許可する。遅刻等（8：30）が目立つ場合は朝練習を中止することもある。
- 終わりの挨拶（終礼）は、下校時間等を確認するため必ず行う。
- 練習時間を過ぎて練習を行うことが予想される部は年度当初の保護者会で確認を行う。
- 平日1日、土日1日の休養日を設定する。また、北九州市部活動ガイドライン改定が予定されており、「令和7年9月から第1土曜日および翌日日曜日を休養日とする見込み」となっている。

(2) 練習時等の服装

- 学校規定の体操服、又は練習に支障のない清潔なものとする。
- 休日等の学校内での登下校の服装は、標準服(制服)又は活動着とする。

(3) 部室の利用について

- 公共物であることを自覚し、大切に使用する。
- 部室の利用は、部活動の練習時間のみとし、それ以外の使用を禁止する（忘れものを取りに行くなどは禁止）。
- 部室には原則、共用の物だけを置き、顧問に許可されたもの以外は置かない。
- 顧問は定期的に部室の点検を行い、その状況に応じて清掃などの指導を行う。

(4) その他

- 部員の規則違反、暴力行為、その他問題行動があった場合は、その関係する部に対して厳しい処置を科すものとする。処置の内容は顧問会議で定める。
- 顧問教師が不在の場合は、原則として部活動の練習は中止とする。
- 学校が午前中のみや活動中で昼食を忘れた場合、学校から直接コンビニ等で買ってきて学校で食べることはできない。

5 廃部、休部

- 顧問が不在の部については、原則として廃部または休部とする。

6 その他

(1) 校外で、本校開設部以外の競技活動を行い、中体連の大会に個人参加を希望する生徒については、校長の面談・許可を得た上で、参加を認めることができる。手続きは次の通りとする。

- ・ 4 月中に保護者から担任へ申し出る
- ・ 「中体連参加申込書」を記入後、部活動担当に提出
- ・ 保護者と本人の校長面談

(2) 本規約に定めるもののほか詳細については、顧問会議の話し合いを経て校長が決定する。

(3) 連携部活動を希望する生徒は各学年部活動担当に申し出ること。

◎ 中体連（外部活動）に担当職員を配置せず、各学年の校務分掌「部活動」の先生を窓口としている。そこから各学年で相談し、手続きや引率者を決定する。